

千葉市公告第794号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の38第1項の規定に基づき、認可地縁団体が所有する不動産の所有権の保存又は移転の登記に係る公告の申請があったため、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

令和2年12月11日

千葉市長 熊谷俊人

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

(1) 名称

寒川町二丁目自治会

(2) 区域

千葉市中央区寒川町二丁目及び寒川町三丁目一番地を加えた地域とする。但し、寒川町二丁目126番地3・4・5及び寒川町二丁目128番地1・2・5・8・10・15・20・22及び寒川町二丁目203番地の3は除く。

(3) 主たる事務所

寒川町二丁目自治会館

2 不動産に関する事項

(1) 土地

地目	面積	所在地
田	244 m ²	千葉市中央区寒川町二丁目118番1

(2) 表題部所有者の氏名及び住所（所有権の登記名義人はなし）

氏名	住所	持分
齊藤栄治		13分の1
鈴木良太郎		13分の1
石川伸（伊）之助		13分の1
布施種吉		13分の1
神崎五郎		13分の1
布施寿司		13分の1
石川清藏		13分の1
鈴木五助		13分の1
三木谷市太郎		13分の1
長谷川仁太郎		13分の1
秋元喜代治		13分の1
大塚三之助		13分の1
鈴木太郎吉		13分の1

3 異議を述べることができる者

当該不動産の表題部所有者若しくはこれらの相続人又は不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることができる期間

令和2年12月11日から令和3年3月11日まで

5 異議を述べる方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第2項の規定による

6 異議申立書等提出先

千葉市中央区地域振興課地域づくり支援室

千葉市中央区中央4丁目5-1

電話 043-221-2105